

ワンポイント 申告 アドバイス

はじめに

今回の確定申告にあたり、業収入とそれ以外の収入、税務調査で所得の計算上問題になりやすい医

確定申告における収入計算の留意点

税理士 佐飛 淳一

1. 業収入の計算

イ. 保険診療収入

(1) 措置法26条適用(四段階経費率)者の注意点

保険収入は、支払基金

所得税法上の必要経費は、別段の定めがあるものを除き、総収入金額に対応する売上原価のほか、その総収入金額を得るために直接要した費用の額およびその年の販売費、一般管理費、その他これらの事業所得を生ずべき業務について生じた費用の額とするとある。

この場合の売上原価は、医薬収入に直接対応する薬品、材料、技工料等で、在庫計上を行った後の金額となる。

経費はその年の業務について生じた費用であるかどうかポイントとなる。申告納税制度のもと必要経費であるかどうか

保護の金額を合計する。保険診療収入が5千万円を超える場合は、保険・自費・雑収入の合計が7千万円を超える場合には、措置法は適用されず実額で所得計算をすることになる。計算もれないよう注意する。

(2) 実額による所得計算の留意点

一部負担金の窓口収入については、実際の入金金額で計算する。一部負担金をもたらさない「診療値引」については、値引後の金額を収入として集計する。

翌年に一部負担金をもらう分については、「窓口未収金」として今年度の収入にあげておく必要がある。また、(1)の「未請求」分も漏れがないように注意する。

ロ. 自由診療収入

(1) 税務調査で特に問題になるのが、自由診療の収入に計上漏れである。自費収入の確定には、次の資料から事前にチェックする。

④ 家事関連費

自宅兼医院の場合や乗用車を使用している場合は、固定資産税や、自動車税、地代家賃、修繕費、損害保険料、水道光熱費、支払利息、減価償却費等については、接待の目的、相手先等、業務上の費用であることが分かるよう、領収書等にメモしておくなど説明ができるように心がける。

⑥ 修繕費

修繕費は資産の通常の維持管理または原状維持回復費用であるので、その範囲をこえる部分については資本的支出として減価償却の対象となり、一時の費用とすることが出来ないのに注意が必要である。

医薬所得における経費のポイント

税理士 黒岩 哲夫

費がないかチェックされるので、タイムカード、源泉徴収簿、給与台帳、履歴書、扶養控除等の申告書の保存が必要である。

③ 青色専従者給与

青色事業専従者給与

チェックする。

税務調査では、「支払調書」「合計表」月々の「振込通知書」を元に点数に基づく収入金額と、実額計算に基づく収入金額との差額を収入漏れと見て問題にすることがある。差額の原因を把握しておく。

ク等を入れ、整合性を確認しておく。
①領収書控え、②窓口日計表、③歯科における委託技工料やインプラント等の仕入、産婦人科における麻酔薬、ピル等の仕入など診療科目特有の自由診療に直結する仕入や外注費の請求書。その他、アポイント帳に治療内容が記入されているケースもある。記載方法については注意する。
(2) 窓口収入等の現金管理については、日々残高記帳のある窓口日計表

で管理する。収入明細表等で管理している場合は、現金管理が不十分と見られて、調査で自費漏れを指摘されるケースがある。
(3) 院長家族や親戚、スタッフ等に対して無償で自費治療を行った場合には、「原価相当分」を家事消費費や現物給与とみなされて、自由診療収入の計上漏れと指摘されることがある。

2. その他収入

個人の場合、業所得とそれ以外の所得は区分して計算する仕組みとなる。雑所得の収入金額となり経費(書籍代、交通費費など)を差し引くことができる(赤字となっても他の所得との通算はできない)。
(3) 保険医年金その他の生命保険契約等に基づいて支払いを受ける一時金などの収入は、一定の計算方法により求めた金額が一時所得となる。なお、一時所得の損失は他

いようにする。
(5) 矯正治療など通常数年の治療を要するものについては、患者との契約内容等に基づき、収入を計上することになる。
ハ. その他の自由診療収入及び雑収入
その他の自費収入には、健診費用、自賠責診療

療、予防接種料、診断書作成料、歯ブラシやフロス等の口腔衛生材料の販売収入等が含まれる。雑収入には、歯科用貴金属等の売却収入や国保の乳幼児医療協力手数料、介護保険の認定調査委託料などが含まれる。漏れ(未収計上を含む)のないようにする。
所得から差し引くことはできない。
(4) 事業所得と他の所得の赤字で損益通算できるものの検討。
①一定の居住用財産の買換え等、特定の居住用財産の譲渡損失。
②ゴルフ会員権(ゴルフ場が倒産するなどして、プレー権が消滅したその会員権の譲渡等は除かれ)及び医業用車両等の譲渡損失。
③不動産所得の損失など(ただしゴルフ会員権は4月1日以降不可)。
貸付による土地資料等の収入。ただし土地の貸付は除かれる。
14年4月より消費税率が5%から8%に引き上げられた。そこで、売上に係る消費税額及び仕入経費に係る消費税額の計算については、旧税率分と新税率分との区分が必要となる。1月1日から3月31日までの取引については旧税率で、4月1日から12月31日までの取引については新税率で計算することになるので注意する。

3. 消費税の申告について

2012(平成24)年分(基準期間)の課税売上高(事業所得、不動産所得など)で消費税の課税対象となる収入金額が1千万円(免税事業者であった場合には、税込み金額)を超える場合は、消費税の課税事業者となり、2014(平成26)年分の消費税の申告が必要となる。

課税対象となる収入金額には、次のようなものがある。
① 医薬の自費収入等(非課税分を除く)。
② 事業用の建物、車両、備品等の売却収入。
③ 店舗及び事務所用建物の賃貸料(保証差益等含む)収入。ただし、居住用住宅の賃貸料収入は除かれる。
④ 駐車場、その他施設の

必要経費のうちでも税務調査でよく問題となる経費である。

必要経費のうちでも税務調査でよく問題となる経費である。

必要経費のうちでも税務調査でよく問題となる経費である。

必要経費のうちでも税務調査でよく問題となる経費である。